

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成22年6月10日

三朝町長 吉田秀光

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成22年6月1日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第14号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(保健事業等) 第7条 三朝町は、 <u>法第72条の4</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略 2 略	(保健事業等) 第7条 三朝町は、 <u>法第72条の5</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。